

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 28 年 9 月 15 日

株主各位

横浜市西区みなとみらい三丁目 3 番 1 号
株式会社アイネット
代表取締役社長 梶本 繁昌

当社は、平成 28 年 7 月 22 日開催の取締役会において、平成 28 年 10 月 1 日（土曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 1.1 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 28 年 9 月 30 日（金曜日）と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせならびにご注意

- 平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が口座管理機関（証券会社等）の振替口座簿に記録されることとなります。
- 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は平成 28 年 10 月下旬頃にお届けご住所にお送り申しあげる予定でございます。
- 住所変更等の届出未済の方は、すみやかに口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-232-7111（通話料無料）